

令和8年度 東京都立六本木高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

校 長 決 定
(公印省略)

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 基本的人権を侵害する行為である「いじめ」を許さない。
- (2) 学校の内外を問わず、いじめをさせない。
- (3) いじめが確認された場合、速やかに解決する。
- (4) いじめ防止に学校全体が組織的に取り組む。
- (5) 学校が保護者・地域・関係諸機関と連携していじめ問題に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

また、本校生徒がいじめを受けているおそれがあるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実行的かつ組織的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止、早期発見、早期対処
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 重大事態への対処
- いじめへの組織的な対応の中核としての役割

ウ 会議

学期に1回会議を開催する。また、いじめの相談・通報を受けた場合は臨時に開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、相談部主任、相談部担当者、生徒部担当者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への効果的な対応といじめの未然防止を図るために関係諸機関と連携し、学校いじめ対策委員会に対して支援を行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- 生徒の問題行動の未然防止
- 生徒の問題行動の早期対応・早期解決
- 関係諸機関との連携
- 学校いじめ対策委員会の支援

ウ 会議

年３回の会議を開催する。また、生徒の問題行動の発生や学校いじめ対策委員会の支援が必要な場合は適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者、外部機関職員、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめ問題・いじめ防止に関する年間指導計画の作成・実行する。
- イ いじめに関する授業を実施する。
- ウ いじめ問題に関する校内研修を実施する。
- エ 情報科の授業やセーフティ教室等を活用して情報モラル教育を実施する。
- オ 保護者へいじめ防止の取組を発信する。

(2) 早期発見のための取組

- ア カウンセリング・面談期間に担任による全員面接を年３回実施する。
- イ １年次生には４・５月にスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
- ウ いじめ実態調査等によるいじめ情報の収集（年３回）
- エ 日頃から教職員が生徒を観察して変化に気付くように努め、些細な変化であっても情報共有を行い、迅速な対応を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 事前に学校いじめ対策委員会が中心となって対応策を検討・策定する。
- イ いじめが確認された場合の被害生徒・通報生徒の安全確保手段を検討・策定する。
- ウ スクールカウンセラー等による被害生徒への対応を検討する。
- エ 加害生徒に対する指導方法について検討・策定する。
- オ いじめ発生時には学校全体で情報を共有し、組織的に対処することを教職員に周知する。
- カ 警察・児童相談所等の外部機関と情報共有を行う。

(4) 重大事態への対処

学校いじめ対策委員会が中心となって学校全体で組織的に対処する。また、学校サポートチームは学校いじめ対策委員会を支援する。

- ア 第一に被害生徒・通報生徒の安全を確保する。
- イ 重大事態の発生を教職員に伝達、組織的に対処することを確認するとともに、情報収集と情報の一元管理を行う。
- ウ 迅速かつ正確に事実を把握する。

- エ スクールカウンセラー等による被害生徒へのケアを行う。
- オ 加害生徒へ指導を行うとともに、家庭に連絡して指導への協力を要請する。
- カ 学校経営支援センターへの連絡・報告を行い、場合によっては支援を要請する。
- キ 外部機関への連絡・通報を行い、連携体制を構築する。
- ク 全校生徒にいじめが発生したことを公表し、学校がいじめに対して厳しく対処・指導することを伝える。
- ケ 緊急保護者会を開催し、事実経過と指導について報告する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ問題への共通理解と指導力向上のため、学校いじめ対策委員会が中心となり校内研修を行う。
- (2) いじめ問題や生徒理解に関する外部研修会等への教職員の参加を奨励する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 日頃から保護者との信頼関係を築くことで円滑なコミュニケーションを図り、家庭における生徒の変化等の情報を集められるようにする。
- (2) 保護者会等を通じていじめ防止に関する啓発活動と意見交換を行う。
- (3) 学年通信やHPを通じていじめ防止に関する学校の取り組みを発信する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会や地域町会・商店会等を通じて、いじめ防止の取り組みや学校・生徒の状況を地域に発信するとともに、地域からの情報提供を依頼する。
- (2) 地域からの通報や情報提供に対して迅速に対応し、地域との信頼関係を構築する。
- (3) 警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等と連携を図り、日頃から情報共有体制を構築する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートにいじめに関する質問項目を入れていじめ防止に関する学校評価を実施し、その結果をもとに本基本方針やいじめ防止の取り組みを改善する。